

令和 6 年 3 月 1 日

障害児通所支援事業所 管理者 様  
障害児入所施設 管理者 様

名古屋市子ども青少年局  
子育て支援部子ども福祉課長

民間児童養護施設等給食費に係る物価高騰対応支援補助実施要綱の一部改正  
について

みだしの件について下記のとおり改正しましたのでお知らせします。

## 記

### 1 変更内容 (別表)

区分	金額 (年額)
児童自立生活援助を行う事業所、小規模住居型 児童養育事業を行う事業所、児童養護施設、乳 児院	各施設の給食提供延べ数×60 円
障害児通所支援事業を行う事業所	各施設の給食提供延べ数×60 円から令和 5 年 6 月 1 日時点における事業所の定員×1,800 円を 除いて得た額。ただし、当該金額が 0 円以下と なる場合には、支給しない。
障害児入所施設	各施設の給食提供延べ数×60 円 (以下「基準額」 という。) から令和 5 年 6 月 1 日時点における 障害児入所施設の定員×5,400 円 (以下「控除 額」という。) を除いて得た額。ただし、当該金 額が 0 円以下となる場合には、支給しない。

### 2 改正要綱 添付のとおり

(名古屋市子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課 : 052-972-3187)